

(6) 申請から支給までの流れ

◆ 申請受付期間（令和 7 年 11 月 4 日～令和 7 年 12 月 26 日）
【電子申請】令和 7 年 11 月 4 日（火）0：00～令和 7 年 12 月 26 日（金）23：59 【郵送申請】令和 7 年 11 月 4 日（火）～令和 7 年 12 月 26 日（金）※消印有効 期日を過ぎて申請があった場合、審査・支給ができませんので、 締切厳守 で申請してください。※必要な書類は P.3 の（5）、郵送先は P.1 の（3）をご覧ください。
◇ 不足・不備書類 提出期間（～令和 8 年 1 月 23 日）
書類に不足・不備があった場合、仙台市教育委員会学事課から提出依頼の通知を行いますので、提出をお願いいたします。なお、 <u>令和 8 年 1 月 23 日（金）</u> までに追加書類が提出されない場合、審査・支給ができませんので、お早目にご提出ください。
◆ 審査結果通知・振込（令和 8 年 2 月下旬）
審査結果を郵送します。認定の場合は、新入学学用品費をご指定の口座にお振込します。

(7) その他留意点

① 入学後の就学援助制度の手続きについて

新入学学用品費（入学前支給）が認定となった場合でも、お子様の入学後、就学援助を受けていただくには、最新の世帯状況等を確認するため、令和 8 年 4 月末日までに改めて就学援助の申請が必要となります。なお、入学前支給を受給した方は、入学後の新入学学用品費の支給はありません。

② 新入学学用品費の入学前支給を受けられなかった方へ

お子様の入学後、令和 8 年 4 月末日までに就学援助制度に申請し、4 月 1 日付で認定された場合は、新入学学用品費を受給できます（7 月以降順次支給）。支給額は入学前支給と同様です。

※就学援助制度の詳細につきましては、入学説明会（各学校で 1～2 月頃開催）等で配布予定の「令和 8 年度仙台市就学援助制度について」をご覧ください。

担当：仙台市教育委員会学事課奨学調整係
仙台市青葉区上杉 1 丁目 5 番 12 号
仙台市役所上杉分庁舎 11 階
【TEL】022-214-8861

新入学学用品費の入学前支給について（お知らせ）

仙台市では、経済的理由などにより就学にお困りで認定要件に該当する方に対し、必要な費用の一部を援助する就学援助制度を設けています。
生活保護を受給している方は生活保護費から各種費用が支給されますので、申請は不要です。

(1) 支給内容

申請し認定となった場合、小学校新入学時に必要な学用品費を入学前に支給します。

支給額：57,060 円 支給時期：2 月下旬（予定）

(2) 申請対象者

◎ 下記の条件を <u>全て</u> 満たす方が対象となります。
☐ 令和 8 年 2 月 1 日時点で仙台市に住民票があり、3 月 31 日までに市外へ転出しない方
☐ 他市町村から就学援助の小学校新入学学用品費を受給していない方
☐ 令和 8 年 2 月時点で生活保護を受給していない方
☐ 令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日の間に持家を取得していない方
☐ 就学援助の認定要件のいずれかを満たす方（※P.2～3 の（4）をご確認ください）

(3) 申請期間・提出方法等

電子申請する場合
 ←こちらを読み取り、ご申請ください。 申請期間： <u>令和 7 年 11 月 4 日（火）0：00～令和 7 年 12 月 26 日（金）23：59</u> ※仙台市教育委員会ウェブサイト上のリンクからも申請できます。 ※12 月 27 日以降は申請受付ができません。
郵送申請の場合
HP より申請書をダウンロードし、郵送でご提出ください。 申請書は学校窓口でも受け取ることができます。ただし、申請につきましては、 <u>学校窓口では受付できません。</u> 申請期間： <u>令和 7 年 11 月 4 日（火）～令和 7 年 12 月 26 日（金）</u> ※消印有効/締切厳守 郵送先：〒980-0011 仙台市青葉区上杉 1 丁目 5 番 12 号 仙台市教育委員会学事課

◎アクセス手順：仙台市教育委員会ホームページ
＞ 各種申請・手続き ＞ 就学援助新入学学用品費入学前支給について



(4) 就学援助の認定要件・添付書類

◎ はじめにお読みください

- ☐ 就学援助制度上の「家族」とは、同じ住居に住んでいる方全員を指します。住民票上の世帯を分けている方であっても含みます。また、単身赴任等で別居している方も含みます。
- ☐ 離婚予定で別居している場合は、その事実が確認できる書類の写し（離婚協議書、離婚調停等の係属証明、第三者機関が発行する相談証明書等）を提出いただくことで、当該者を認定対象から除外します。
- ☐ 持家を取得して1年以内のご家庭は、原則として就学援助制度の対象とはなりません。

No.	認定要件	添付書類（コピー可）																		
1	児童扶養手当の受給	不要 ※児童手当とは異なります																		
2	経済的理由 【家族全員の総所得額が、 <u>家族人数と年齢構成</u> ごとに算定される認定基準額を下回る方】 ■認定基準額の目安 <table><tr><th>家族人数</th><th>所得額</th><th>給与収入額（参考）</th></tr><tr><td>2人</td><td>約 2,231,000 円</td><td>約 3,300,000 円</td></tr><tr><td>3人</td><td>約 2,794,000 円</td><td>約 4,040,000 円</td></tr><tr><td>4人</td><td>約 3,154,000 円</td><td>約 4,488,000 円</td></tr><tr><td>5人</td><td>約 3,421,000 円</td><td>約 4,824,000 円</td></tr><tr><td>6人以上</td><td>1人増えるごとに 50万円程度加算</td><td></td></tr></table> ※家族の年齢構成により、所得額が左記の目安を上回っても認定になる場合や、下回っても不認定となる場合があります	家族人数	所得額	給与収入額（参考）	2人	約 2,231,000 円	約 3,300,000 円	3人	約 2,794,000 円	約 4,040,000 円	4人	約 3,154,000 円	約 4,488,000 円	5人	約 3,421,000 円	約 4,824,000 円	6人以上	1人増えるごとに 50万円程度加算		
家族人数	所得額	給与収入額（参考）																		
2人	約 2,231,000 円	約 3,300,000 円																		
3人	約 2,794,000 円	約 4,040,000 円																		
4人	約 3,154,000 円	約 4,488,000 円																		
5人	約 3,421,000 円	約 4,824,000 円																		
6人以上	1人増えるごとに 50万円程度加算																			
	下記の場合のみ必要 ◎ <u>令和7年1月1日時点で仙台市に住民票がない方</u> ☐ 令和7年度（令和6年分）市・県民税（非）課税証明書 ※当時お住まいの市町村で取得できます ※18歳以上の家族全員分（学生は除く）の提出が必要です ※所得の種類と総所得額が分かるものが必要です ◎ <u>令和6年1月～12月に比べて所得が減少している場合は、下記の書類</u> (例1) <u>仕事を退職し、現在は無職である</u> ☐ 退職日が確認できる書類（退職時の源泉徴収票、勤務先が発行する退職証明書等） (例2) <u>仕事を退職し、転職した または 仕事は継続しているが、所得が減少している</u> ☐ 現在の収入が確認できる書類 ●給与収入の場合 最新の給与明細3ヶ月分及び賞与明細書（ある場合） ●自営業（または確定申告が必要な仕事）の場合※以下の2点いずれも必要 (1) 直近3ヶ月の収支状況が確認できる書類（残高試算表、損益計算書等） (2) 事業開始日が確認できる書類（開業届等） 【転職した場合のみ、上記に追加して】 ☐ 前職の退職日が確認できる書類（退職時の源泉徴収票、勤務先が発行する退職証明書等） (例3) <u>育児休業・病気休業中である</u> ☐ 休業期間が確認できる書類（勤務先が発行する証明書等） ※場合により給与明細の提出を求めることがあります																			

No.	認定要件	添付書類（コピー可）
3	市民税の非課税または減免 【 <u>地方税法第295条第1項による非課税。18歳以上の家族全員が以下のいずれかに該当する場合のみ対象</u> 】 ① <u>障害者手帳を所持</u> ② <u>寡婦</u> ③ <u>ひとり親</u>	下記の場合を除き不要 ◎ <u>令和7年1月1日時点で仙台市に住民票がない方</u> ☐ 令和7年度（令和6年分）市・県民税（非）課税証明書 ※当時お住まいの市町村で取得できます。 ※18歳以上の家族全員分（学生は除く）の提出が必要です
4	国民年金保険料の免除または納付猶予 【 <u>20歳以上の家族全員が免除または納付猶予されている場合のみ対象</u> 】	☐ 令和7年度国民年金保険料免除・納付猶予申請承認通知書【日本年金機構より通知】
5	国民健康保険料の減免 【 <u>家族全員が国民健康保険に加入し、以下のいずれかの事由で保険料が減免されている場合のみ対象</u> 】 ①失業・退職により所得が激減した ②災害により所有する住宅または家財に損害を受けた ※福島第一原子力発電所の事故による避難を理由とする減免は対象外 ③冷害・凍霜害・干害等により農作物に被害を受けた	☐ 令和7年度 国民健康保険料減免承認決定通知書【各区役所・総合支所より通知】
6	個人事業税または固定資産税の減免 【 <u>個人事業税：災害による減免のみ対象</u> 】 【 <u>固定資産税：家屋新築による軽減等は対象外</u> 】	☐ 個人事業税の減免通知書【県税事務所より通知】 ☐ 令和7年度 固定資産税の減免理由記載の課税通知書【市役所より通知】 ※いずれの書類も、減額理由が確認できるページが必要となります
7	生活福祉資金の貸付 【 <u>社会福祉協議会からの貸付のみ対象</u> 】	☐ 生活福祉資金貸付決定通知書または償還整理帳【社会福祉協議会より発行】 ※ <u>償還中の方のみ対象です</u>
8	生活保護の停止または廃止 【 <u>令和7年4月以降に停止・廃止された場合のみ</u> 】	☐ 生活保護停止または廃止決定通知書 ※停止・廃止理由や世帯状況等により、追加書類の提出を依頼する場合があります

(5) 申請に必要な書類

☒	必要書類	作成上の留意点
◎ 電子申請の場合		
☐	①認定要件ごとに必要となる添付書類	・電子申請フォーム上でのアップロードをお願いいたします。
◎ 郵送申請の場合		
☐	① 新入学学用品費（入学前支給）申請書 ② 口座振替依頼書 ③ 認定要件ごとに必要となる添付書類	・振込口座は、 <u>申請保護者本人の個人名義口座</u> に限ります ・添付書類はP.2～3の（4）をご確認ください